

坂出 LNG 基地増設計画に関する環境影響評価方法書に対する答申（案）

このことについて、環境の保全の見地から慎重に審議を行った結果、下記の事項について十分配慮する必要がある。

記

- 1 事業特性及び地域特性を十分に考慮した調査、予測及び評価を行った上で、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- 2 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、より一層の環境影響の程度の低減について検討し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において検討内容を記載すること。
- 3 他事業者の環境影響評価に関する公表された情報を収集し、可能な限り環境への累積的な影響についての調査、予測及び評価を行うこと。
- 4 環境影響評価の実施中に環境への影響に関する新たな事実が判明した場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的な調査、予測及び評価を行うこと。
- 5 今後、手続きを進めるに当たっては、地域住民及び関係機関等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- 6 準備書は専門性を備えた図書となるよう詳細に記載し、地域住民や関係機関等に対して説明を行う際には、文書や図、用語の使用等について工夫した資料を活用し、分かりやすい説明に努めること。
- 7 環境影響評価図書は、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してインターネットの利用により公表するよう努めること。
- 8 個別的事項
 - (1) 陸生及び水生の植物及び動物について
 - ・現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。
 - (2) 人と自然との触れ合いの活動の場について
 - ・工事の実施における工事用資材等の搬出入及び施設供用における資材等の搬出入によって、人と自然との触れ合いの活動の場の利用者のアクセス性への影響が懸念されるため、適切な環境保全措置を検討すること。
 - (3) 廃棄物等について
 - ・工事の実施及び計画施設の供用に当たっては、廃棄物の発生抑制や再生利用に

努めるとともに、廃棄物を適正に処理すること。

- ・工事の実施に伴い発生する残土については、極力、対象事業実施区域内で有効利用すること。